主 文 本件控訴を棄却する。 控訴費用は控訴人の負担とする。 事 実

控訴人訴訟代理人は「原判決を取消す。被控訴人は控訴人に対し金五百万円及びこれに対する昭和二十七年四月二十九日以降完済まで年五分の率による金員を支払うべし。訴訟費用は第一、二審共被控訴人の負担とする。」との判決を求め、被控訴人指定代理人は、控訴棄却の判決を求めた。

当事者双方の事実上並びに法律上の主張は、控訴人訴訟代理人において、

(一) 原判決事実摘示の請求原因並びに抗弁に対する答弁についての訂正 (イ) 原判決書二枚目裏九行目より十一行目に亘り「而して被告(被控訴人以下同じ)は別段これに対し右記事の差止め又はこれを取消すための措置を講じて居らないのであつて」とあるのを、「而して被告は……右記事の差止め、取消し又は訂正のための措置を講じて居らず、且つ爾後右記事のとおり閣議並びに委員会の決議を実施してきたのであつて……」と

(ロ) 同三枚目裏十一行目末尾に「原告(控訴人以下同じ)主張のような債権」とあるを「被告主張のような債権」と各訂正し

(ハ) 同四枚目表一行目「しかしながら……」以下同段記載を撤回し、中央物資活用委員会の決定した隠退蔵物資調査処理要綱の定めるところが本件懸賞広告の意思表示の内容をなすものであると主張する。

- 意思表示の内容をなすものであると主張する。 (二) 同四枚目裏二行目「又前記のように終戦当時……」以下同五枚目表六行 目まで控訴人の主張として掲げるところは、要するに終戦当時訴外東洋工機株式会社が被告に対して被告主張のような債権を有していたこと及び同会社と被告国との 合意による代物弁済契約により本件物資が右訴外会社の所有に帰したとの被告の主 張事実を否認する趣旨であつて、元来本件物資は、訴外不二越鋼材工業株式会社が 国のため保管中であつたのを、同会社の東京工場長であり且つ訴外東洋工機株式会 社の取締役であつた訴外Aが、終戦直後の混乱に乗じ昭和二十年九月初旬頃、擅ま まに多数の人夫を使役して東京都板橋区a町b番地石原合金工業株式会社の敷地内 の土中及び同地cd丁目e番地B方床下に運搬の上隠匿横領していたもので、その 所有権は被告国に属するものであり、若し又仮りに訴外東洋工機株式会社が被告に 対し被告主張のような債権を有していたとしても、その主張の代物弁済契約は昭和 二十年八月三十日頃成立したというにあるところ、昭和二十年八月二十八日の「軍 其他の保有する軍需用保有物資資材の緊急処分の件廃止の件」に関する閣議決定 (甲第十五号証参照) 及び右閣議決定に基き主管大臣より同日発せられた陸機密第 三八八号の命令(甲第十三号証の末尾参照)により、同日以前になされた軍需品に 対する緊急処分は一切これを取消され、翌二十九日以後はこれが処分を禁止された 結果、前記の如き軍需物資を対象とする代物弁済契約は効力なく、本件物資は終始 被告国の所有に属し、従つて報償金の支払についても産業復興公団の買上を要しな いことを主張したのであるが、この点については被控訴人も当審においてかかる代 物弁済契約の無効であること、従つて本件銀線が国の所有に属することを認めたか ら、再説の要はない。
  - (二) 従前主張の新聞紙による懸賞広告についての釈明
  - (イ) 政府の意思決定とその内容

ある。そして政府が本件懸賞広告の意思決定をなした日時については、前記昭和二十二年八月一日の閣議決定の外、これが実施細目に関する前記諸決定中「情報提供 者に対する報償金の算定方式」の件は同月二十四日に、 「隠退蔵物資の買上価格の 基準」の件は同年九月十日に、「隠退蔵物資処理要綱」 「情報提供者に対する報償 金支払に関する取扱方針」及び「費用支弁に関する取扱方針」の諸件はいずれも同 月十三日に、それぞれ決定している事跡に鑑み(乙第一号証参照)政府の本件懸賞 広告による報償金支払の意思は、昭和二十二年九月十三日までに法定せられ、同月 十八日附起草を了して各地方経済安定局長宛に通牒を発しているが、その前日の十 七日にC監査局の係官は記者団と会見し、前示諸決定による具体的に内容の確定した懸賞広告の指定行為を明示し、これに対し所定の報償金を支払う旨を公表し、その内容は甲第一号証の記載に示す如く昭和二十二年九月十八日附朝日新聞紙を始め 各新聞紙を通じて全国に報道された。かくの如くして政府は本件懸賞広告による指 定行為をなした者に対し、法律上の義務として一定の報償金を支払うという意思決 定をし、且つこれを外部に対し表示したものである。

懸賞広告の表示行為の内容と内心的効果意思との関係 (口)

二年八月二日附毎日新聞(甲第十九号証)同年九月十八日附朝日新聞 (甲第一号証) 等に掲載されている事項は、右甲第十九号証及び第一号記載のとお これによつて政府は前示意思決定に基き一定の行為を指定してその行 為をなした者に所定の報償金を支払うことを広告したものというべく、その記事の 内容自体においても懸賞広告による意思表示として欠けるところはない。尤も甲第一号証の掲載記事によれば「隠退蔵物資の情報提供者」とあつて前記処理要綱に規 定したような厳格な調査摘発の対象となる物資の種類範囲を表示していないけれど も、「隠退蔵物資」ということで一般にはその範囲輪廓は十分理解できるところであって、指定行為の内容はこれによって特定し得る。そしてC監査局の係官は当時 前記閣議決定並びにこれが実施細目に関する中央物資活用委員会の諸般の決定事項 (即ち具体的に確定した意思表示の内容をなす) を逐一公式の新聞記者団との会見 席上発表したのであるから、右公表事項が直ちに全国の各新聞に掲載されることは 予期されていたと言うよりはむしろこれを意慾していたことは明らかであつて、この新聞記者団に対する公表自体が現に広告であり、(広告による意思表示は不特定多数人に知られるような方法で意思表示をすれば足り、必ずしも新聞紙等による定期刊行物に掲載するなどの要式を必要としない。) 更にこれを新聞紙上に掲載した 記事は、もとより広告による表示行為があつたものに外ならない。ただそれが被控 訴人国の名において新聞紙に広告したものでないにしても、被控訴人がかような方 法で不特定多数人に対し意思表示をしたことが認められる限り、これを広告とみる に何等の妨げとなるものでない。若し被控訴人において前記公表事実を国民に知ら せることを欲しなかつたというのなら、掲載記事の取消訂正の措置を執るべきであ つて、これを敢えてしなかつたのは却つて、前記公表事実を大々的に新聞紙上に発 表させ国民の協力を得て、隠退蔵物資摘発の効果を挙げようとする意思の下に公表 且つ新聞紙上に掲載せしめたものであること愈々明らかであつて、右公表ない し記事の掲載は、懸賞広告による意思表示として法律上被控訴人を拘束するもので ある。

請求原因の追加

仮りに前記甲第十九号証及び第一号証の新聞記事によつて被控訴人国が懸賞広告 をしたものであるとみとめられないとしても、 (イ) 新聞記者団に対する公表行為自体懸賞広告である。

既に述べた如く乙第一号証によつて明らかなとおり、被控訴人国は前記閣議決定 ないしこれが実施細目に関する中央物資活用委員会の諸般の決定を経て隠退蔵物資 の情報提供者に対して一定の報償金を支払うという意思決定をなし、その決定に基 き昭和二十二年九月十七日C監査局の係官は記者団と会見して乙第一号証の「隠退 蔵物資調査処理要綱」等一連の諸決定のプリントに基きその内容を詳細に公表し

(即ちその公表内容は前記新聞掲載事項のみならず右諸決定に示された如く指定行 為の内容並びに報酬の額等も具体的に確定している。)たのであるから、右新聞記者団に対する公表行為自体既にその内容の確定した懸賞広告による意思表示であ る。従つて前記新聞記事の掲載が政府の名においてなされなくとも、否かかる記事 が掲載されなくても、右公表を伝え聞いて情報を提供した者に対し公表の内容に従 い報償金を支払う義務がある。

右(イ)の公表行為を目して民法のいわゆる懸賞広告に該当しないとし ても、国家は自らなした決定を公表することによつて、当然その内容に従つて法的 拘束力を受けるものである。

その法律上の根拠は法例第二条にこれを求めることができる。即ち同条は公の秩 、善良の風俗に反しない慣習の効力を認めたものであつて、国家の行政庁や地方 の自冶機関が、公共の福祉のため時宜に応じた適切な行政行為や処分行為を公正迅 速に行うことは、国家行政並びに自治行政の例外なき慣習であり、国民は官庁や機 関の行政行為に信頼してその生業を営むことかできるのである。本件において昭和 二年八月一日の閣議が、潜在物資を摘発した情報提供者に一定の割合による報 償金を交付することを決定し、これに基いて中央物資活用委員会がその具体的取極 をしたのは、慣習上なし得る時宜の行政措置を講じたのであって、これらの取極が できてこれを外部に発表した以上、それは一つの社会規範として政府は当然法律上その拘束を受くべきものである。この場合政府が決定した事項を外部に表示する行為は必ずしも意思表示であることを要しない。表象の表示でも感情の表示でも差支 なく、要は決定事項が外部から知られる方法をとれば足りるものである(昭和二 六、一六行政裁判所判決録七三五頁、昭和三、一、二四行判七七頁参照)以上の法理はこれを他の例を挙げて説明すれば、いわゆる就業規則が使用者と労働者双方を拘束する法的根拠について、今日ではこれを契約に求め或は法規に求める学説はむ しろ陳腐に属し、就業規則は現実の社会において事実上行われている一つの社会的 現象であり、現実の社会関係から生れる社会的強制力をもつ規範であるとする説、 即ち就業規則が法例第二条を根拠とし換言すれば公序良俗に反せず、そして従来の慣習つまり文化規範を表現している限り法律と同一の効力を有し、労使双方を拘束するとなす説とその軌を同じうするものであり、また公の営造物を利用するについて規則が設けられたとき、この規則の定めるところに従つて一般に利用されることが慣習となつているのであつて、これによつて右規則は利用者被利用者双方を拘束する法的効力を有するに至るのも同一規則に其くものよい。 する法的効力を有するに至るのも同一根拠に基くものといえよう。

(四) 発掘された本件銀線が前記乙第一号証中「取扱物資一覧表」中の電線 (指定生産資材在庫調整規則並びに隠匿物資緊急措置令に規定するもの) に該当す ることについて。

報償金支払の対象としての取扱物資たる電線の語義を判定するに当り、摘発を直 接の目的とする前記規則、令に規定する如く厳格に解する必要がないのみならず、本件銀線が被控訴人主張のように銀の地金でないことは、最高裁判所が「取引上その他地金的価値を超えて美術的、骨董的、学術的又は実用的価値を有する金銀等の 金属による製品は地金ではない」旨判示(昭和二十六年(れ)第九一二号同二十七 年二月十四日言渡判決、判決集第六巻二号二二五頁) しているところに照らしても 明らかであり、既に地金でないとすれば電線であること争う余地はない。そして前 記一覧表に単に電線、被覆電線、裸電線とあるのみで、銅線のものに限る旨の制限 はなく、本件銀線はもともと電線として製作され使用されていたものであるから、 右電線に該当することは疑のないところである。 (五) 報償金請求の基準等について。(この点に関し原判決事実摘示を左のと

おり附加訂正する)

前記「隠退蔵物資処理要綱」によれば、情報に基く調査の結果隠退蔵物資を発見 し且つ公団(産業復興公団)においてこれを買上げたときは、当該情報提供者に対 して所定の報償金を支給すべき旨定められているが、本件銀線は被控訴人国の所有 物資であるから、公団において買上げを要せず政府がその物資を収納した時直ちに 所定の報償金を支払うべきものである。ところで控訴人の情報提供により昭和二十 二年九月二十五日、被控訴人は経済安定本部道家経済査察官外係官を派遣して調査 の結果、銀線約三十二屯を発見した(甲第二、第三号証参照)のであるが、その後 の調査及び処理を等閑に附した結果、進駐米軍は自ら本件銀電線を発掘して、その -部少くとも内二六〇屯〇四九キロ五五(純銀分九八・六%)を大阪造幣局に運ん で鋳潰し、これを純銀として日本銀行地下室金庫に日本国政府のため保管中であつ たところ、平和条約の発効と共に昭和二十七年四月二十八日これを日本国政府に引 渡を了した。そこで本件報償金の額は、右二六屯〇四九キロ五五に対する九八・六%の純銀二五屯六八四キロ八五六の右引渡当時における公定価格二億四千九百十四 万三千百三円(昭和二十六年五月改定公定価格一キロ当り九千七百円の割合によつ て算出した金額)に対する前記所定の率による金千三百二十五万七千百五十五円と なる筋合であつて、右報償金は右引渡の即日に支払わるべきものであるから、被控 訴人は控訴人に対し右金千三百二十五万七千百五十五円及びこれに対する右物資の 引渡を受けた日の翌日である昭和二十七年四月二十九日以降完済まで年五分の率に よる遅延損害金を支払う義務あるところ、本訴においては内金五百万円及びこれに 対する前同日以降完済まで年五分の率による金員の支払を求める。

なお昭和二十七年四月二十八日平和条約の発効と共に(い)進駐軍より日本国政 府に引渡された銀の総量は二、三六五屯九四〇キロ、(ろ)進駐軍保管の銀の中政 府主張の政府保有銀の総量一、四九九屯四七〇キロ、(は)引渡された銀のうち右 政府保有分外の銀の総量八八六屯四七〇キロ(右(い)と(ろ)の差額量)であつ て、本件銀線(鋳潰されたもの)は右(は)のうちに含まれるものである。

(大) 当審における被控訴人の主張に対する反論

**(1)** 政府の意思決定の時期とその表示行為である懸賞広告について。

中央物資活用委員会が政府の諮問機関であるとの被控訴人の主張は否認する。同 委員会は隠退蔵物資等遊休物資の活用に関する重要事項について政府の意思を決定 する機関であつて、C当局はただ単にこれを執行する事務上の機関に過ぎないか C監査局長の地方経済安定局長及び産業復興公団総裁宛「隠退蔵物資の調査摘 発に関する件」通牒が九月十八日に起案されその実施期を九月二十三日と定められ たとしても、この通牒案がC総務長官によつて決裁された時始めて政府の意思が決 定される筋合でなく、既に前記中央物資活用委員会の諸決定によつて政府の意思決 定があつたものと解すべきである。

仮りに被控訴人主張の如く九月十八日か、それ以後実施期たる同月二十三日まで の間にC総務長官の決議によつて政府の意思決定があつたものとしても、その決定 内容は前記委員会の諸決定と全く同一であつて、換言すれば「既に実質的に意思決 定は確定していたが(前記委員会の決定により)、未だ意思決定としての形式的事 務的の要件を欠いていたのをそのまま外部に表示して置いたところ(九月十七日の 記者団に対する公表、同月十八日附朝日新聞報道記事)、後日その形式的の手続を経て(C長官の決裁)実行に移したが(同月二十三日実施)、それは内部の事務的 のことに過ぎないから更めて表示しなかつた」というに帰し、結局前記外部に対す る表示行為が少くとも九月二十三日(実施期)に懸賞広告としてその効力を生じた と解し得られること禁反言の法則からも当然のことである。

引渡のあつた本件純銀の数量について。

進駐軍から引渡された貴金属の中、数量の不足していたのは金についてのことで あり、銀については政府並びに日銀が接収されていたという銀の外に、八八六屯余の銀が引渡されたことは甲第二十六号証によつて明らかである。 (ハ) 摘発について。

被控訴人は「仮りに本件純銀が控訴人主張のとおり日本国政府に引渡されたとし ても、摘発物資として引渡されたものでないから報償金支払義務がない」と主張し ているが、本件物資が控訴人の情報提供により、C当局が調査の結果その一部を取 上げたのみで取上を完了しなかつたので、衆議院隠退蔵物資等に関する特別委員会 委員長Dが進駐軍に善処方を要望した結果、その申出に基き進駐軍当局が日本国政 府のためにこれが調査、取上を完了し、日本国政府のために引続き保管していたものを平和条約発効と共に日本国政府に引渡したものであること前陳のとおりである から、摘発物資として引渡されたものでないとする控訴人の前記主張は、何等謂れ のないものである。

報償金額算定時について。

報償金額は隠退蔵物資確認の時を基準として定むべきであると被控訴人は主張す るけれども、右確認の時とは何時を指すかは閣議決定ないし中央物資活用委員会の 決定にも明確な定めなく元来物資を確認するには摘発物資をよく調査して現物を引取り且つこれを買上げるまでの段階を経なくてはできないことであるから、「摘発 物資の最終段階の統制額」とは摘発物資を公団に引取り且つ公団に買上げた時の当 該物資の最終段階の統制額を意味するものと解すべく、本件物資は国の所有に属し 買上を必要としないのであるから、日本国政府が進駐軍から引渡を受けた時即ち昭 和二十七年四月二十八日当時における統制額を基準として本件報償金額が定めらる べきものである。と述べ、

- 被控訴人指定代理人において、 一、 原判決事実摘示中被控訴人の主張として記載されている部分の訂正
- (イ) 原判決五枚目裏九行目及び六枚目表十行目から十一行目の「差止め又は 取消の措置」を、「差止め、取消または訂正のための措置」と、
- 同六枚目表五行目から六行目の「発見された物資の数量が原告主張のよ うな数量であることは認めない」を、「発見された物資が電線であること、及びその数量が原告主張のような数量であることは認めない」と、
  - 同六枚目裏九行目「然るに右閣議決定は……」以下七枚目裏一行目から (11)

二行目の「懸賞広告の意思表示をしたということはできない」までを、「またこの 閣議決定に基いて内閣に中央物資活用委員会が設置され、同委員会は昭和二十二年 九月十三日隠退蔵物資調査処理要綱を定めたが、これは同月二十三日経済安定本部 監査局長から地方経済安定局長及び産業復興公団総裁宛の通牒によつて始めて実施 に移されたものであつて、それまでは単に右施策の実施細目案たる性質を有するに 過ぎないものである。即ち昭和二十二年九月二十三日までは政府の意思は確定せず、まだその形式過程にあつたのであるから、政府において原告主張のような懸賞広告をする意思があるわけはなく、況んや懸賞広告に必要な表示行為をする筈がない。また原告が懸賞広告であると主張する同年八月二日の毎日新聞(甲第一九号) 証)の記事は同年八月一日の閣議において政府が遊休物資(隠退蔵物資)の全面的 活用を実施するため将来とるべき方策を以下の如く決定したという政府内部の計画 案に関する不完全な報道に過ぎないし、同年九月十八日の朝日新聞(甲第一号証) の記事は、経済安定本部において隠退蔵物資の情報提供者に対する報償金と隠退蔵 物資の買上値段の基準を次のように決定し、十七日の在庫品課長会議でその基準を 示し、今後全国にわたつて隠退蔵物資の摘発を実施することになつたということを 報道したものであり、結局原告主張の両新聞の記事は(い)いすれも単なる事実 (計画案)の報道であつて、情報提供者に対して一定の報償金を与えるという政府の意思は右の両記事の何処にも表示されていない。更に(ろ)前記各新聞記事によれば情報提供の対象たる摘発物資または隠退蔵物資または遊休物資の情報提供といれば情報といる情報には うだけの表示では指定行為が特定されないから右両新聞の記事は懸賞広告の要件を 欠き懸賞広告としては無効なものといわなければならぬ。(は)いわゆる隠退蔵物 資の情報提供者に対して価格の二割以内に相当する報償金を支払うということは、 社会的見地からしても影響するところ甚大であり、政府の支払うべき報償金の金額 も相当莫大にのぼることが予想されるのであるから、かかる事項について国を拘束 する懸賞広告ありとするには、政府の名においてその具体的な内容を明確に示した 広告ないし発表がなければならないと考える。以上の理由によつて前記閣議決定や 隠退蔵物資調査処理要綱の一部が全国の各新聞紙に掲載されたからといつて被告国 が原告主張のような懸賞広告の意思表示をしたということはできない。」と、 (二) 原判決七枚目裏六行目「抗弁として……」以下八枚目表三行目から四行目の「…指定行為を完了したということはできない。」までを、「仮りに右閣議決定や隠退蔵物資調査処理要綱の一部が新聞紙上に掲載されたことを目して政府が一 種の懸賞広告の意思表示をしたものであるとしても、原告は右要綱の定めるところ に従つて指定行為を完了したということはできない」と、

各訂正する。 二、 政府が新聞紙を利用し、或は記者団に対する公表によつて本件懸賞広告を したものでないこと等(懸賞広告に関する控訴人の前掲(二)の(イ)及び(ロ) 並びに同(三)の(イ)及び(ロ)の主張に対する反論)

三、本件物資は電線でない(控訴人の前掲(四)の主張に対する反論)。

本件発掘された物資が隠退蔵物資処理要綱に定める電線に該当せず、銀の地金であることは被控訴人が従来主張してきたとおりであるが、仮りに控訴人主張の如く地金でなく製品であるとしても、前記要綱に定める電線は銅線を指称し銀線は含まれない。

四、 本件物資が国の所有であることは争わないが、国に引渡のあつたことは否認する。仮りに引渡があつたとしても報償金支払義務はない(控訴人の前掲(五)の主張に対する答弁等)。

(イ) 従前の主張の撤回

本件銀線は昭和二十八年八月三十日頃東洋工機株式会社が東京第一陸軍造兵廠に対する債務の代物弁済として受領したもので、その所有権は東洋工機株式会社にあるとの被控訴人の従前の主張を撤回し、右銀線が被控訴人国の所有であるとの控訴人の主張を争わない、

(ロ) 本件銀線を鋳潰した銀の地金が平和条約の発効と共に被控訴人に現実に 引渡されたことは否認する。

進駐軍の保管していた金、銀、ダイヤの貴金属が平和条約の発効と共に日本国政府に引渡されたことは事実であつて、進駐軍から大蔵省に交付された右引渡貴金属のリストのうちに銀の総量として控訴人主張前掲(五)の末段(い)記載の如くこ、三六五屯九四〇キロと記載されていること、及び昭和二十五年五月二十日現在の大蔵省の調査によれば内政府保有銀の総量は同上(ろ)記載の如く一、四七九屯四七〇キロであることは認めるが現実に引渡を受けた銀の総量が右リスト記載と符合するか否かは、点検計量未済であるから不明である。そして進駐軍から引渡された貴金属の数量は著しく不足していることは甲第二十六号証によつて明らかであって、本件銀線を鋳潰した銀の地金が控訴人主張の同上(は)の内に含まれて日本国政府に引渡されているかは甚だ疑問とするところである。

(ハ) 仮りに本件銀線を鋳潰した銀の地金が平和条約発効と共に政府に引渡されたとしても、それは条約発効に伴う措置として引渡されたのであつて、摘発物資として引渡されたものでないから、報償金支払の条件は満たされていない。 本件銀線は控訴人の情報提供に基いて経済安定本部係官が実地調査に着手し、そ

本件銀線は控訴人の情報提供に基いて経済安定本部係官が実地調査に着手し、その一部を発見してその所在を確認したのであるが、全部を発見して計量するに至らないうちに進駐軍の手によつて接収されたものであつて、経済安定本部としての発は未だ完了していないのである。尤も進駐軍が摘発した場合でも、これがその活動とした情報に基くものであつて産業の国がその場合には報償金を支払うことになっているが(乙第一号銀行の摘発は控訴人の情報提供によるものでないし、仮りに撚りとしても進駐軍の本籍を開発は控訴人の情報提供によるものでないし、仮りに撚りとしても進駐軍が、後ろれて対資として産業復興公団ないし日本国政府に引渡されていないのであるい。といる教育として産業復興公団ないし日本国政府に引渡されているがあったに過ぎぬものであるが、たとして、有は条約発効に伴う措置としてその引渡があったに過ぎぬものであるい。前記要綱に定める報償金支払の条件を具備せず、従って報償金支払義務はない。

五、仮りに報償金支払義務ありとすればその金額を争う。

報償金の額は、隠退蔵物資確認の時の最終段階の統制額を基準として、千万円迄のものについては一割、千万円を超え二千万円までの部分については八分、二千万円を超える部分については五分の割合で算定した額である。(乙第一号証中「潜在物資の情報提供者に対する報償金に関する件」の閣議決定第二項及び「情報提供者に対する報償金の算定方式」第一項参照)そして右の隠退蔵物資確認の時というのは、情報に基いて実地調査を行つた結果隠退蔵物資を発見したときを指すのであるいら、本件の報償金の額は本件銀線を発見した昭和二十二年九月二十五日当時の銀線の公定価格を基準として、右の割合で算出した額でなければならない。とかいるの公定価格を基準として、右の割合で算出した額でなければならない。と記述とは本件銀線を募責した地金が進駐軍から日本国政府に引渡されたという昭和二十七年四月二十八日(平和条約発効の日)当時の銀の統制価格(この統制価格が控訴人主張のとおりであることは争わない。)を基準として、報償の額を算定してのは失当である。

なお隠退蔵物資の情報提供者に対する報償金については、産業復興公団の差益金を以てその財源に充てることになつて居り、報償金の財源に不足を生じた場合における措置については別にこれを定めることになつていたが(乙第一号証中「隠退蔵物資調査処理要綱」第四「情報提供者に対する報償金」五参照)、その後公団において報償金の財源に不足を来たしたことはなかつたので、それに対しては政府は予

算上の措置を講じていなかつたものである。と述べた外は、 原判決事実摘示と同一であるから、ここにこれを引用する。

証拠として、控訴人訴訟代理人は、甲第一ないし第三号証、第四号証の一、二、第五号証の一ないし十七、第六号証の一ないし七、第七号証の一、二、第十八号証の一ないし五、第十三ないし第十六号証、第十七号証、第二十八号証の一、二、第二十九ないし第三十二号証(第三十一、第三十二号証は写)を提出し、原審証人E、同F、G、当審証人H、同I、同Kの各証言並びに原審における控訴人本人の尋問の結果(第一、二回)を援用し、乙号各証の成立を認めて、そのうち乙第六号証を利益に援用し、被控訴、原本人代理八は、乙第一ないし第四号証、第五号証の一、二、第六号証を提出し、依理八は、乙第一ないし第四号証、第五号証の一、二、第六号証を提出し、成立を認めて、同M、当審証人Kの各証言を援用し、甲第二、第二十三号証の成立を認及、甲第三十二号証の原本の存在並びにその成立を認め、前記甲第三号証中の委員長の証明部分と爾余の甲号各証の成立を認みた。

理 由

昭和二十二年八月一日の閣議で(一)民間人の情報によつて潜在物資を発見したときは、情報提供者に報償金を交付することができる。(二)報償金の額は、潜行の決定がなされ、この閣議決定に関し同日の政府係官から、内閣語の新聞記者の決定がなされ、この閣議決定に関し同日の政府係官から、内閣語の新聞に控訴人主張のな内容の記事(右第十九号証記載内容と同一)が掲載されたこと、次の表別で表別で表別で表別である。とれる、大きに基いて経済安定本部に中央物資活用委員会が設置せられ、「高との表別をの表別である。とれる、大きに基いて経済安定本部に中央物資活用委員会が設置せられ、この委員会の性格が被控訴人主張の如く政府の諮問機関なりや否やは站く措く)、右閣議決定の場合の製定方式」並びに同年九月十三日中央物資活用委員会決定の「信報提供者に対する報償金の支払に関するも、「によってと、の具体的な発表内容は対する報償金の有法に関するが、には、と、の表別では、と、、の具体的な発表内容は対し、に前記閣議決定及び中央物資活用委員会の諸決定に関し、控訴人主張のよりに前記閣議決定及び中央物資活用委員会の諸決定に関し、控訴人主張のよりに前記閣議決定及び中央物資活用委員会の諸決定に関し、対前記を新聞記といるの記事(甲第十九号証所載)が掲載されたこと、被控訴人主張の記)に前記閣議決定及び中央物資活用委員会の諸決定に関し、対前記名、中第十九号証所載)が掲載されたこと、被控訴人主張の記)に前記閣議決定及び中央物資活用委員会の諸決定に関し、対前記名、中第十九号証所載されたこと、表別で記述といるの表別である。

第一、 よつて前記新聞所載記事を目して控訴人主張のような懸賞広告と解し得 るかどうかについて判断する。

控訴人は、前段説示の経過に鑑み、前記閣議決定と中央物資活用委員会等の諸決定とは相俟つて、少くとも昭和二十二年九月十三日までに政府において、所謂隠退蔵物資の情報提供者に対し一定の報償金を与えるという意思を具体的に決定し、このでは、1000円では、10 の意思決定に基き前示新聞記者団に対する公表ないし新聞記事の掲載となつたもの で、ただその記事の掲載が政府の名においてなされなかつたとはいえ、苟くも新聞 記者団に公表する以上、全国の新聞紙にその公表事項が報道されることを予期して いたというよりは、むしろこれを意欲していたというべく、しかも前示新聞記事の 内容自体即ち表示行為としても、指定行為をなした者に対し一定の報酬を与えるという民法所定の懸賞広告の要件を具備しているし、政府においてその後右記事の取消しまたは訂正のための措置をとることなく、却つて実施してきたのであるから、 これらの事実からしても前示新聞記事の掲載は、懸賞広告による政府の意思表示と して法律上被控訴人を拘束するものであると主張するに対し、被控訴人は中央物資 活用委員会は単なる政府の諮問機関に過ぎないから、その決定は直ちに政府の意思 決定となるのでなく、本件についていえば経済安定本部監査局長の地方経済安定局 長及び産業復興公団総裁宛「隠退蔵物資の調査摘発に関する件」通牒(乙第一号 証)の案が、経済安定本部総務長官によって決裁されたとき始めて、政府の意思決定があったものというべく、右決裁のあったのは起按日の昭和二十二年九月十八日以後実施期日の同月二十三日までの問であって、少くともそれ以前である同月十七日までには、報償金支払に関する政府の意思は決定せず、従って同日C監査局の係 官が記者団に対し、これに関する政府の意思決定があつたものとして懸賞広告の指 定行為を明示して所定の報償金を支払う旨の意思表示をする筈なく、右記者団に対 する発表は、ただ報償金の支払についての政府の計画案を示したに過ぎないのみな らず、また控訴人主張の新聞記事の内容を見ても、単なる政府の計画案に関する報

道であつて、その表示内容自体に徴しても、政府の名において一定の指定行為をしたものに対し一定の報酬を与えるという、具体的な内容を明確に示した意思の表示と解することができず、懸賞広告としての要件を欠くものであると抗争する。

そこで先ず、隠退蔵物資の情報提供者に対し一定の報償金を与えるという控訴人 主張のような政府の意思が、具体的に決定された時期について考察してみるに、前 記閣議決定は単にその大綱を定めたに過ぎないことは控訴人の自ら主張するところ であると共に、隠退蔵物資の範囲並びに情報提供者に対する報酬金の額等につい て、控訴人主張の如く具体的な決定をした前記中央物資活用委員会なるものは、昭 十二年九月十一日政令第一九四号物資活用委員会令によって設置せられたもの であつて、内閣総理大臣の管理に属し隠退蔵物資の調査及び活用に関する重要事項 を調査審議することを目的とし、これら事項について経済安定本部総裁に建議し または隠退蔵物資の処理について主務大臣から報告を求めることができるが(同令 第一条、第二条第一ないし第三項参照)、その性格は政府の諮問機関であることが 明らかであるから、前記中央物資活用委員会の諸決定が、直ちに政府の意思決定を 成すものでなく、政府の当該機関がこの決定事項を採用して決裁を与えたときに始めて、政府の意思が決定するものと解しなければならない。そして成立に争のない 乙第一号証によれば、経済安定本部監査局長より各地方経済安定局長並びに産業復 興公団総裁宛、前記諸決定の定めるところに従い昭和二十二年九月二十三日より施 行する旨の「隠退蔵物資の調査摘発に関する通牒」の案が起按せられたのが同年九 月十八日であることは明らかであり、所管経済安定本部総務長官が決裁した日時は 明確でないが、右起按日の後であることは疑はないから、少くとも政府として控訴 人主張のような意思決定をしたのは右十八日以後であると断定せざるを得ない。

であると政府がその正式の意思決定以前である同月十七日に隠退をある。 提供に関し指定行為を明示し、当該指定行為をした者に一定の報酬を与えるから 法律上の義務として負担とするという内心的効果意思の意思表示として、前記を 項を内容とするというなことは、首肯できないところであつて、前記に対して表明するというなことは、首肯できないところであつて、前記を 部に対する発表も(この公表内容が後記説示の如き新聞所載事項以上に出閣議決定が 団に対する発表も(この公表内容が後記説示の如き新聞の上に出閣議決定や がこれを確認するに足る証拠はない。)発表者の真意としては、前記閣議決定や 中央物資活用委員会の諸決定に基く政府の計画として過ぎないものと認めるの外はない。 たとしても、右新聞記事を通じ前同様政府の施策の一端を全国に周知せしめるとい う程度を出でないものと認めるの外はない。

以上は専ら前記新聞発表ないし記事掲載当時における表意者の真意並びにその発表形式(表示行為)自体から、懸賞広告としての効果意思の存在を認めることができないものとして、控訴人の懸賞広告の主張を排斥したのであるが、控訴人が懸賞

広告の意思表示であると主張する新聞発表ないし掲載記事の内容自体(即ち表示内 容)から観察しても、前記昭和二十二年八月二日の毎日新聞(甲第十九号証)の記 事は同甲第十九号証の記載内容によつて明らかな如く同年八月一日の閣議において 政府が遊休物資(隠退蔵物資)の全面的活用を実現するため、情報提供者に相当の 報償金を支給することを決定したこと、その他これに関し政府の将来とるべき方策 として云々の事項を立案中であるとの、政府内部の計画案についての報道に過ぎな いし、同年九月十八日の朝日新聞(甲第一号証)所載の記事内容も、同甲第一号証 の記載内容によつて明らかな如く、経済安定本部において隠退蔵物資の情報提供者に対する報償金と、隠退蔵物資の買上値段の基準を次のように決定し、十七日の在 庫品課長会議でその基準を示し今後全国にわたつて実施することになつたこと、次 に右報償金並びに買上値段の基準として具体的な率を掲げたもので、これまた単な る事実の報道と解するの外なく、政府の意思表示として隠退蔵物資の情報提供者に 対し一定の報償金を与えるという表意者の意思は、右の両記事の何処にも表示され ていないと同時に、右記事に所謂隠退蔵物資または遊休物資というも、法律的にみ てその内容は不明確であり、従つて隠退蔵物資の情報提供という指定行為は特定されないことになり、(この点に関し控訴人は隠退蔵物資というだけで一般にはその範囲輪廓は十分理解し得ると主張するが、懸賞広告による意思表示をなした者及び これに応じて指定行為をなしたものは、その広告の表示する内容に従い法律上の義務を負担し権利を取得するのであるから、少くとも法律的にみて特定しまたは特定 し得べきものでなければならない。)懸賞広告たるの要件を欠くのみならず、これ ら記事の内容に関する右説示の諸点から考察しても、前示記事の掲載は、未だ以て 控訴人主張のような政府の懸賞広告による意思表示と解することはできない。

次に前記九月十七日の政府係官の新聞記者団に対する発表が、控訴人主

張のような懸賞広告と解し得るかについて判断する。 これについての判断としては、前記第一の説示中この点に関する部分をすべてこ こに引用する。ただ前示新聞報道とは異なり、その発表は政府の係官によつて、政府の名においてなされたものであるけれども、それは政府の将来とるべき施策につ いての計画案の発表に過ぎないと解するの外はないこと、既に説示したとおりであって、右発表内容そのものも、原審証人G、当審証人Iの証言によれば、甲第一号 証(昭和二十二年九月十八日附朝日新聞)所載事項と大体同一で、ただ発表事項を プリントにして置いたということを認め得るだけで、それ以上その内容を確認する に由なく、その他控訴人の全立証に俟つも到底右新聞発表を解して控訴人主張のよ うな懸賞広告による適法な政府の意思表示があつたものと認めることはできない。 尤も右発表当時においても、政府機関においてその発表した計画案を実施し、その 暁にはこれに基いて報償金を支払う意思のあつたことはこれを窺知するに難くない が、さればといつて右発表自体を目して既に懸賞広告による意思表示があつたもの と解することは、行過ぎであるといわねばならぬ。 第三、 更に法例第二条を根拠とする控訴人主張の前掲事実摘示(三)請求原因

の追加(ロ)の主張について判断する。

この点に関する控訴人の主張は稍理解に苦しむところであるが、本件隠退蔵物資 の調査摘発の報償金支払の件に関し政府のとつた措置は、慣習上なし得る時宜の行 政的措置に則つたもので、これを如何なる形式にせよ外部に発表した以上、それは 一つの社会規範として法令第二条によりその発表内容に従い、政府は法律上拘束せらるべきものであるとの主張に帰するようである。しかしながら控訴人主張のよう な慣習法ないし事実たる慣習の存在を認むべき何等の根拠もないから、この主張は 首肯し難い。

これを要するに、前示の如く政府は前掲「隠退蔵物資の調査摘発に関する件通 牒」により、昭和二十二年九月二十三日から右通牒の定めるところに従い実施する こととしたが、当時前記新聞発表によつて予め政府の計画案を一般に周知せしめる 方策を採りながら、これを実施するための措置としては単に下部関係行政庁に対する通牒によつて実行に移したに止り、これに関する法令の公布ないし告示その他懸賞広告等外部に対し政府を拘束すべき適法な法的措置を講じなかつたものであつ。 当裁判所に顕著な昭和二十四年四月一日総理庁告示第二十四号隠退蔵物資に関 する情報提供に関する件(同日附官報所載)を公布施行(その内容は従前の通牒に 定めたところと多少の差異ある外大体において同趣旨であるが、従前通牒によつて 実施されてきた事項については何らの経過規定的な定めもない。)するに及び、 こに始めて右告示の定めるところにしたがい法律上被控訴人国及び一般第三者を拘 東すべき法的措置がとられたことが明らかである。(因に右総理庁告示は昭和二

四年十二月二十九日経済調査庁告示第三号によつて廃止された。)尤も成立に争のない甲第九号証(昭和二十三年一月十日附読売新聞)その他弁論の全趣旨によれ、前記通牒による事実上の実施以後前記総理庁告示のあるまでの間においても政府は前掲通牒の定めるところに従い報償金を支払つた事例あることは、これを取するに難くないけれども、この事実あればとて少くともこの空白の間における政府の報償金支払を目して、法律上の義務の履行と解する根拠とはなし難い。兎もあれ政府が前示の如き新聞発表をなし、隠退蔵物資の摘発に関し一般国民の協力をもあれ、これを実施に移し実質上懸賞広告をしたのと同様の効果を挙げながら、前示総理庁の告示あるまで外部に対し法的効力を生ずべき適法な措置をとらなかつたことは、たしかに控訴人指摘の如く非難さるべきことと謂わざるを得ないけれども、のことを以て上来説示の解釈をまげることはできない。

そして本件において控訴人は前掲理由の部第一ないし第三の主張を前提とし、前示総理庁告示前である昭和二十二年九月下旬頃隠退蔵物資に該当するという銀電線に関する情報を提供したから、所定の報償金の支払を求めるというにあるところ、その前提とする各主張がいずれも前掲説示の如く容認できないものである以上、尓余の点につき判断を加うるまでもなく控訴人の本訴請求は失当としてこれを棄却すべく、これと同趣旨に出でた原判決は相当であるから民事訴訟法第三百八十四条に則り本件控訴を棄却すべきものとし、控訴費用の負担につき同法第八十九条、第九十五条を適用して主文のとおり判決する。

(裁判長判事 斎藤直一 判事 菅野次郎 判事 坂本謁夫)